

# 倉持整形外科・内科通所リハビリテーション (介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書 (令和6年10月現在)

## (事業の目的)

医療法人さつき会が開設する倉持整形外科・内科(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

## (運営の方針)

指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおり。

- ① 名称 倉持整形外科・内科 通所リハビリテーション
- ② 所在地 宇都宮市今宮 3-1-6

## (職員の職種)

事業所に勤務する職種、員数は次のとおり。

- ① 管理者 1名以上(常勤兼務、医師と兼務)
- ② 従業者  
医師 1名以上  
作業療法士 1名以上 理学療法士 1名以上 看護職員 1名以上

## (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおり。

- ① 営業日 火・水・金・土・日曜日とする。ただし、月・木及び5月3日～5日、5月13日、8月13日～8月15日、12月30日午後～1月3日は除く。
- ② 営業時間 8時30分から18時15分までとする。
- ③ サービス提供時間 0.5単位目:9時から10時、1単位目:10時30分から11時30分、1.5単位目:15時から16時、2単位目:16時30分から17時30分とする。

## (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。【別紙「(介護予防)通所リハビリテーション料金表」の通り】

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリマネジメント(介護給付)

2 通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収します。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満 100 円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 300 円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 500 円

3 おむつ代は、200 円。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収します。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、宇都宮市の区域とします。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出て下さい。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して下さい。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

(苦情相談窓口)

当事業所の 苦情相談窓口	電話番号 028-658-8778 対応時間 火・水・金・土・日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分
宇都宮市保健福祉部 高齢福祉課	電話番号 028-632-2906 対応時間 平日午前 8 時 30 分から午後 7 時
栃木県国民健康保険団体連 合会(苦情処理担当)	電話番号 028-643-2220 対応時間 平日午前 9 時から午後 5 時

(非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事故発生時の対応)

事業所は使用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置についても記録します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

(記録の整備)

事業所は、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。  
当事業所は利用者に対するサービスに関する次の各項に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

- 1 通所リハビリテーション計画
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故に関しての記録

(受給資格等の確認)

第三者評価の実施状況:実施なし